

令和8年度 町民税・府民税のあらまし

令和8年1月
大山崎町総務部税住民課税務係

町民税・府民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在、大山崎町に居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっており、税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める「均等割」と、その人の所得に応じて納める「所得割」からできています。また、町民税・府民税は「個人住民税」ともいいます。
所得金額・所得控除・税額控除の種類・算定方法及び、税額計算のしくみ等については、この資料をご覧ください。

1 所得金額

所得の種類	内容	所得金額算出式
事業	営業や農業など事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
不動産	地代、家賃など	収入金額 - 必要経費
利子	公債、社債、預貯金などの利子(源泉分離分を除く)	収入金額 = 所得金額
配当	株式や出資に対する利益の配当など	収入金額 - 負債の利子
給与	給料、賃金、賞与など	下記「給与所得金額計算表」
公的年金等	国民年金、厚生年金などの公的年金	下記「公的年金等の所得金額計算表」
雜 業務	シルバー人材センター配分金、副収入による所得等	収入金額 - 必要経費
	公的年金以外の年金、他のどの所得にも該当しない所得	収入金額 - 必要経費
総合譲渡	動産(営業権、車両、機械器具など)の譲渡による所得	収入金額 - 資産取得の経費 - 特別控除額
一時	懸賞当せん金や生命保険満期の返戻金など一時的な性質の所得	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 0.5

■給与所得金額計算表

給与収入	給与所得	
0円～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	収入金額 - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 = ① (千円未満切り捨て)	① × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		① × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

■所得金額調整控除について

次の【A】【B】に該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除が適用されます。

【A】給与等の収入が850万円以上で、次の①、②のいずれかに該当する場合

- ①あなた、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者
②23歳未満の扶養親族がいる

所得金額調整控除額 = [給与等の収入額(1,000万円以上は1,000万円を限度)] - 850万円 × 10%

*配偶者控除や扶養控除などの人的控除は、同一人を複数の所得者が重複して適用を受けることはできませんが、所得金額調整控除につきましてはそれぞれの所得者が重複して控除の適用をうけることができます。

【B】「給与所得」と「公的年金等の雑所得」があり、それらの合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 給与所得金額(10万円以上は10万円を限度) + 公的年金等所得金額(10万円以上は10万円を限度) - 10万円

■公的年金等の所得金額計算表

65歳未満(昭和36年1月2日以後の生まれ)

公的年金等の収入	公的年金等の所得以外の合計所得が1,000万円以下の方の公的年金等の所得	公的年金等の所得以外の合計所得が1,000万円超2,000万円以下の方の公的年金等の所得	公的年金等の所得以外の合計所得が2,000万円超の方の公的年金等の所得
～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

65歳以上(昭和36年1月1日以前の生まれ)

公的年金等の収入	公的年金等の所得以外の合計所得が1,000万円以下の方の公的年金等の所得	公的年金等の所得以外の合計所得が1,000万円超2,000万円以下の方の公的年金等の所得	公的年金等の所得以外の合計所得が2,000万円超の方の公的年金等の所得
～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

2 所得控除

控除の種類	内容	合計所得金額	控除額
基礎控除	合計所得金額に基づき、控除額がそれぞれ適用	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円

控除の種類	内容	控除額																				
雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする親族で前年中の総所得金額等が58万円以下の方が、前年中に災害や盗難・横領などで資産に損害を受けた場合	次のいずれか多い方 ①(損失金額) - (保険金等) - (総所得金額等の10%) ②(損失金額のうち災害関連支出の金額) - 5万円																				
医療費控除	◇医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする親族のために、前年中に支払った医療費が一定額以上ある場合 <申告の注意> 医療費の領収書を集計し作成した「医療費控除の明細書」又は、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」の添付が必要です。	(医療費) - (保険金等) - (10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方) ※200万円が上限																				
	◇セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) あなたが健康維持や疾病予防として一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする親族のために、スイッチOTC医薬品を前年中に12,000円以上購入した場合 <申告の注意> 医薬品等購入費のレシートを集計した「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。	(対象医薬品費) - (保険金等) - 12,000円 ※88,000円が上限 ※本特例を受ける場合、上記の医療費控除は適用できません。																				
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族が負担すべき健康保険料、国民健康保険料(税)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの社会保険料で、前年中にあなたが支払った金額がある場合	支払金額全額 扶養親族の年金から特別徴収されている保険料等は控除の対象にはなりません。																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが次の掛金を支払った場合 ・小規模企業共済法に規定する共済契約(旧第二種共済契約を除く。)の掛金 ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など) ・心身障害者扶養共済制度の掛金	支払金額全額																				
生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族を受取人とする一般生命保険料(契約配当金を差引いた残りの金額)、個人年金保険料及び介護医療保険料で、前年中にあなたが支払った金額がある場合 一般生命保険料について、新契約と旧契約の双方に加入している場合は、②の控除額と、①と②の控除額の合計(28,000円が上限)のいずれか大きい方で適用を受けることができます。個人年金保険料についても同様です。 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの控除額の合計(70,000円が上限)が生命保険料控除です。	①新契約の各項目ごとの控除額(H24.1.1以後に締結) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~12,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円~32,000円</td> <td>支払金額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円~56,000円</td> <td>支払金額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円~</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧契約の各項目ごとの控除額(H23.12.31以前に締結) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~15,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円~40,000円</td> <td>支払金額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円~70,000円</td> <td>支払金額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円~</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額	控除額	~12,000円	支払金額全額	12,001円~32,000円	支払金額 × 1/2 + 6,000円	32,001円~56,000円	支払金額 × 1/4 + 14,000円	56,001円~	28,000円	支払金額	控除額	~15,000円	支払金額全額	15,001円~40,000円	支払金額 × 1/2 + 7,500円	40,001円~70,000円	支払金額 × 1/4 + 17,500円	70,001円~	35,000円
支払金額	控除額																					
~12,000円	支払金額全額																					
12,001円~32,000円	支払金額 × 1/2 + 6,000円																					
32,001円~56,000円	支払金額 × 1/4 + 14,000円																					
56,001円~	28,000円																					
支払金額	控除額																					
~15,000円	支払金額全額																					
15,001円~40,000円	支払金額 × 1/2 + 7,500円																					
40,001円~70,000円	支払金額 × 1/4 + 17,500円																					
70,001円~	35,000円																					
あなたやあなたと生計を一にする親族の有する家屋等の損害保険契約について、保険料又は掛金がある場合 ①と②のそれぞれの控除額の合計(25,000円が上限)です。同一契約内に①と②の両方がある場合は、いずれか大きい方のみ適用を受けることができます。	①地震保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~50,000円</td> <td>支払金額 × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円~</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険料(H18.12.31以前に締結) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~5,000円</td> <td>支払金額全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円~15,000円</td> <td>支払金額 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円~</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額	控除額	~50,000円	支払金額 × 1/2	50,001円~	25,000円	支払金額	控除額	~5,000円	支払金額全額	5,001円~15,000円	支払金額 × 1/2 + 2,500円	15,001円~	10,000円							
支払金額	控除額																					
~50,000円	支払金額 × 1/2																					
50,001円~	25,000円																					
支払金額	控除額																					
~5,000円	支払金額全額																					
5,001円~15,000円	支払金額 × 1/2 + 2,500円																					
15,001円~	10,000円																					

控除の種類	内容	控除額				
配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日(年の途中で死亡した人は死亡した日)現在であなたと生計を一にする配偶者(事業専従者又は他の納税義務者の扶養親族を除く)の合計所得金額が58万円以下の場合	配偶者 合計所得	納稅義務者 合計所得			
			900万以下	900万超 950万以下	950万超 1000万以下	
配偶者 特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者又は他の納税義務者の扶養親族を除く)の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。 非課税判定に必要な扶養人数の対象外となります。	58万 以下	一般	33万円	22万円	11万円
			老人 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円
		58万超100万以下		33万円	22万円	11万円
		100万超105万以下		31万円	21万円	11万円
		105万超110万以下		26万円	18万円	9万円
		110万超115万以下		21万円	14万円	7万円
		115万超120万以下		16万円	11万円	6万円
		120万超125万以下		11万円	8万円	4万円
		125万超130万以下		6万円	4万円	2万円
		130万超133万以下		3万円	2万円	1万円
扶養控除	前年12月31日(年の途中で死亡した人は死亡した日)現在であなたと生計を一にする親族のうち前年の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合	一般	16歳～18歳・23歳～69歳 平成19年1月2日～平成22年1月1日生 昭和31年1月2日～平成15年1月1日生	33万円		
		特定	19歳～22歳 平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円		
		老人	70歳以上 昭和31年1月1日以前生	38万円		
		同居老親等		45万円		
<p><16歳未満の扶養親族についての注意> 申告時は、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も記入してください。 (※扶養控除の対象にはなりませんが、非課税の判定に必要な扶養人数には加算されます。)</p> <p><国外に居住する扶養親族についての注意> 日本国外に居住する30歳以上70歳未満(前年12月31日現在の年齢で判定)の親族のうち、次の①～③のいずれにも該当しない方は扶養控除等の適用および非課税判定に必要な扶養人数の対象外となります。 ①留学により非居住者となった方、②障害者の方、③扶養控除等を申告する納稅義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方</p>						

控除の種類	内容	被扶養者の合計所得	控除額
特定親族 特別控除 (大学生年代 の子等に關する 特別控除)	前年12月31日(年の途中で死亡した人は死亡した日)現在であなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成18年1月1日生)の親族のうち、前年の合計所得金額が58万超123万円以下の方がいる場合	58万円超 95万円以下	45万円
		95万円超 100万円以下	41万円
		100万円超 105万円以下	31万円
		105万円超 110万円以下	21万円
		110万円超 115万円以下	11万円
		115万円超 120万円以下	6万円
		120万円超 123万円以下	3万円
控除の種類	内容	控除額	
障害者控除	前年12月31日現在であなたやあなたと生計を一にする親族が次のいずれかに該当する場合 ①身体障害者手帳(1・2級は特別障害)、精神障害者保健福祉手帳(1級は特別障害)、療育手帳(Aは特別障害)、戦傷病者手帳(特別項症～第3項症は特別障害)の交付を受けている。 ②年齢65歳以上で、障害者又は特別障害者として町の認定を受けている ③身体の障害により常に寝たきりの状態で、特別な介護を要する(特別障害)	障害者	26万円
		特別障害者	30万円
		同居特別障害者	53万円
ひとり親控除	現に、婚姻をしていない又は、配偶者が生死不明な方で、次の要件全てに該当する場合 ①あなたの合計所得金額が500万円以下である ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる (※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている場合は除く) ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない (※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は除く)	30万円	
寡婦控除	「ひとり親控除」に該当しない方で、次の要件全てに該当する場合 ①あなたの合計所得金額が500万円以下である ②次のいずれかに該当 ・夫と死別した後、婚姻をしていない方又は夫が生死不明等の方 ・夫と離別した後、婚姻をしていない方で合計所得金額が58万円以下の扶養親族がいる (※他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている場合は除く) ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	26万円	
勤労学生控除	大学、高等学校、盲学校などの学生(夜間、通信学生を含む)で、勤労による事業、給与、退職、雑所得があり、合計所得金額が85万円以下(うち、勤労によらない所得が10万円以下)の場合	26万円	

3 税額控除

■調整控除

(1)住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の5%(町民税3%、府民税2%)

⑦住民税と所得税の人的控除額の差額

⑧住民税の合計課税所得金額

(2)住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

{住民税と所得税の人的控除額の差額 -

(住民税の合計課税所得金額 - 200万円)} の5%(町民税3%、

府民税2%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(町民税1,500円、府民税1,000円)

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額(分離課税分を除く)の合計額をいいます。

※合計課税所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

■住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和8年までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている場合、次のいずれか小さい金額

⑦ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額

⑧ 所得税の課税総所得金額等の5%

⑨ 97,500円

※以下の場合、①は所得税の課税総所得金額等の7%、②は136,500円となります。

・平成26年4月から令和3年12月までに入居し、消費税率8%または10%で購入した方

・令和4年12月までに入居し、注文住宅は令和2年10月から令和3年9月まで、分譲住宅は令和2年12月から令和3年11月までに契約し、消費税率10%で購入した方

■寄附金税額控除

寄附金税額控除額=(1)基本控除額+(2)特例控除額

(1)基本控除額

(⑦と①のいずれか小さい金額 - 2千円) × 10%(町民税6%、府民税4%)

⑧市区町村・都道府県、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、

住所地の市区町村・都道府県が条例で指定した団体に対する寄附金の合計額

⑨総所得金額等の合計額 × 30%

(2)特例控除額

(市区町村・都道府県に対する寄附金額 - 2千円) × 下表割合

※個人住民税所得割額の2割を限度

課税総所得金額 - 所得税との人的控除額の差額	割合
0円～195万円以下	84.895%
195万円超～330万円以下	79.790%
330万円超～695万円以下	69.580%
695万円超～900万円以下	66.517%
900万円超～1,800万円以下	56.307%
1,800万円超～4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%

■配当控除

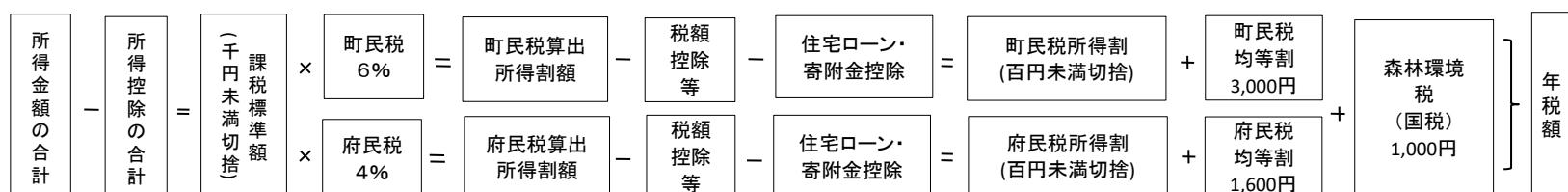
課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	府民税	町民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

4 分離課税の税率

区分		町民税	府民税
短期 譲渡所得	一般の譲渡	5.4%	3.6%
	国等に譲渡した場合	3%	2%
長期 譲渡所得	一般の譲渡	3%	2%
	優良住宅地等の譲渡	2,000万円以下 2.4%	1.6%
	2,000万円超	48万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×3%	32万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下 2.4%	1.6%
	6,000万円超	144万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×3%	96万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2%
上場株式等に係る配当所得		3%	2%
上場株式等に係る譲渡所得等		3%	2%
先物取引に係る雑所得等		3%	2%

5 税額計算のしくみ

■主な計算例 (分離課税の所得がある方、繰越損失がある方などは除きます)



■住民税及び森林環境税が課税されない人

住民税及び 森林環境税が 課税されない人	次のいずれかに該当する人	(1)生活保護法による生活扶助を受けている (2)障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得のみの場合、年収204万4千円未満) (3)前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である ●扶養親族がいる場合 31万5千円×(本人+扶養親族の数)+28万9千円 ●扶養親族がない場合 41万5千円 (給与所得のみの場合、年収106万5千円以下)	住民税所得割が 課税されない人	前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下である人 ●扶養親族がいる場合 35万円×(本人+扶養親族の数)+42万円 ●扶養親族がない場合 45万円 (給与所得のみの場合、年収110万円以下)